

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	滞納管理システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の滞納状況や財産状況、督促状や催告書の発送を適正に管理し、市税等滞納整理を適正に執行するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5口座情報、6世帯情報、7転入情報、8転出情報、9市・県民税賦課情報、10固定資産税・都市計画税賦課情報、11法人市民税賦課情報、12国民健康保険税賦課情報、13後期高齢者医療保険料賦課情報、14介護保険料賦課情報、15財産情報、16戸籍情報、17心身の機能の障害、18刑事事件に関する手続きが行われたこと、19電話番号、20市税等納付情報、21軽自動車税賦課情報	
記録範囲	市に住民登録のある者、市に所在のある法人、市税の課税がされた者、市税の課税がされた法人	
記録情報の収集方法	本人、市の機関内部、他の行政機関、民間事業者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	収納管理システム	
行政機関等の名称	白井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部収税課収税係	
個人情報ファイルの利用目的	市税等の収納消込処理や集計処理を適正に管理し、市税等収納管理を適正に執行するために利用する。	
記録項目	1氏名、2生年月日、3性別、4住所、5口座情報、6転入情報、7転出情報、8電話番号、9市・県民税賦課情報、10固定資産税・都市計画税賦課情報、11国民健康保険税賦課情報、12後期高齢者医療保険料賦課情報、13介護保険料賦課情報、14軽自動車税賦課情報、15納付情報、16個人番号	
記録範囲	市税の課税がされた者、市税の課税がされた法人	
記録情報の収集方法	市の機関内部、他の行政機関	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	他の行政機関	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 行政経営推進課 行政経営デジタル係	
	(所在地) 〒270-1422 千葉県白井市復1123番地	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
備考		